改	Œ	後			改	ΙE	前	
			別表(	第2条関係		章害者教養文化	上体育館	
					区 分		使用料 (円)	納期
			競	占用使	全日(9時から	ら17時まで)	1,250	使用日の1
			技	用(一	午前(9時か)	ら12時まで)	410	日前
			場・	面につ	午後(13時から	ら17時まで)	830	
			多目	き)	時間外(17時か	いら21時まで)	1,250	
			目的示		時間延長の場合	合1時間ごと	410	
			上ル使用	占用使 用以外 の使用	小学校児童 中学校生徒 高等学校生徒		<u>50</u>	使用許可の 際
			料		上に掲げる者」	以外の者	100	
			会議室等	1室1 時間に	暖冷房しない地	易合	310	使用日の10 日前
			三等の 使	つき	暖房する場合		360	
			用料		冷房する場合		510	
			(注) 1 2 3 4	大会、講 を独占し 一面とい 会議室	用とは、施設を付習会、強化合宿、 で使用する場合なは、競技場の4分 は、競技場の4分 等とは、会議室、 長の場合においてする。	クラブ活動等 をいう。 分の1相当の部 教養文化室、	等のために施設 部分又は多目的 研修室及び音	の全部又は

第二条

次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ下欄に掲げる協議会を

(設置)

置く。

次に次の一条を加える。

第二条第一項中「六人」を「十一人」に改め、同条を第三条とし、第一条の

同条を第四条とする。

第六条協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

第六条を第八条とし、 同条の前に次の二条を加える。

杵藤保健所 唐津保健所及び伊万里保健所 佐賀中部保健所及び鳥栖保健所 保 健 所 名 東部地区感染症の診査に関する協議会 西部地区感染症の診査に関する協議会 北部地区感染症の診査に関する協議会

協 議

슾

名

の一部を次のように改正する。 ●佐賀県条例第十八号 第三条第二項中「三人以上」を「の過半数」に改め、 第五条を削り、第四条を第五条とする。 第一条中 「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

佐賀県感染症の診査に関する協議会条例(平成十一年佐賀県条例第十四号) 佐賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

古

][[

康

平成十九年三月七日 佐賀県知事

する。

佐賀県感染症の診査に関する協議会条例の一 部を改正する条例をここに公布 十八号)は、

廃止する。

部会」と読み替えるものとする。

- 4 3 部会長は、部会の事務を掌理する。 部会に部会長を置き、 部会に属する委員の互選によりこれを定める。 な事項を定めるものとする。 숲 (以下「協議会」という。) に関し必要 会 規定に基づき、 な事項を定めるものとする。 (以下「協議会」という。)
- 5 とあるのは「部会長があらかじめ指名する委員」と、「協議会」とあるのは おいて、これらの規定中「委員長」とあるのは 第三条第六項、 第四条及び第五条の規定は、部会に準用する。この場合に 「部会長」と、 「副委員長」
- 6 することができる。 協議会は、 その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議と

(協議会の庶務)

第七条 において処理する。 次の各号に掲げる協議会の庶務は、それぞれ当該各号に定める保健所

- 東部地区感染症の診査に関する協議会 佐賀中部保健所
- 北部地区感染症の診査に関する協議会 唐津保健所
- 西部地区感染症の診査に関する協議会 杵藤保健所

附 則

(施行期日)

1 この条例は、 平成十九年四月一日から施行する。

(佐賀県結核の診査に関する協議会運営条例の廃止

2 佐賀県結核の診査に関する協議会運営条例(昭和二十六年佐賀県条例第三

参考資料

佐賀県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

十年法律第百十四号)第二十四条第五項の	つ第二十四条第六項の	十年法律第百十四号)
症の患者に対する医療に関する法律(平成	協療に関する法律 (平成	症の患者に対する医
一条 この条例は、感染症の予防及び感染	感染症の予防及び感染第	第一条この条例は、
(趣旨)		(趣旨)
改正前	正後	改

規定に基づき、 感染症の診査に関する協議

感染症の診査に関する協議

に関し必要

(設置)

第二条 それぞれ下欄に掲げる協議会を置く。 次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、

保健所名	協議会名
僧保健所 佐賀中部保健所及び鳥	査に関する協議会東部地区感染症の診
保健所とび伊万里	査に関する協議会北部地区感染症の診
杆藤保健所	査に関する協議会西部地区感染症の診

(組織等)

第三条 協議会は、委員十一人以内で組織す

6 略

(会議)

第四条

2 協議会は、委員の過半数の出席がなけれ ば、会議を開くことができない。

3 略

第五条 略

(部会)

第六条協議会は、 その定めるところにより、

第二条 協議会は、委員六人以内で組織する。

2 6 略

第三条

2 協議会は、委員三人以上の出席がなけれ ば、会議を開くことができない。

3 略

第四条 略

(協議会の庶務)

第五条協議会の庶務は、 保健所において処

号 佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。 第八条 5 4 2 第七条 次の各号に掲げる協議会の庶務は、 処理する。 ができる。 の互選によりこれを定める。 部会を置くことができる。 それぞれ当該各号に定める保健所において 会の決議をもって協議会の決議とすること 会」とあるのは「部会」と読み替えるもの 長があらかじめ指名する委員」と、「協議 会長」と、「副委員長」とあるのは「部会 これらの規定中「委員長」とあるのは「部 は、 部会に属すべき委員は、委員長が指名す (協議会の庶務) 部会長は、部会の事務を掌理する。 協議会は、その定めるところにより、部 第三条第六項、第四条及び第五条の規定 部会に部会長を置き、部会に属する委員 西部地区感染症の診査に関する協議会 北部地区感染症の診査に関する協議会 東部地区感染症の診査に関する協議会 部会に準用する。この場合において、 杵藤保健所 佐賀中部保健所 略 第六条 略

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古

康

 $\prod$ 

## ●佐賀県条例第十九号

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例

佐賀県立有田窯業大学校条例 (昭和五十九年佐賀県条例第二十八号)の一部

を次のように改正する。

に改め、 別表第一の短期研修の一般研修の項中 同表の短期研修の特別研修の項中「七〇〇円」を「八〇〇円」に改め 「四、七〇〇円」を 呵 八〇〇円」

る。

附 則

この条例は、 平成十九年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	別表第一	K	略		短期配約
改工	(第七条関係)	分		一般研修	特別研修
E	(3			18	修
後		授業料の額 (月額)		四、八〇〇円	八〇〇円
	別表第一	K	略		短期
改	第七				前
īE.	(第七条関係)	分		般研修	特別研修
前		授業料の額 (月額)		四、七〇〇円	七〇〇円

佐賀県屋外広告物条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古  $\prod$ 

康

●佐賀県条例第二十号

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

ように改正する。 佐賀県屋外広告物条例 (昭和三十九年佐賀県条例第四十三号) 0 部を次の

第二十二条を次のように改める。

(景観行政団体である市町が処理する事務の範囲

第二十二条 条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、 佐賀市の区域における法第三条から第五条まで、第七条及び第八 佐賀市が処理することとす

国営土地改良事業負担金条例の

部を改正する条例をここに公布する。

一項第一号に掲げる 第十五条の十七(第 第十五条の十七(第 第十三条の一十二(第 第十三条の一第三項、第十

知事

佐賀市長

平成十九年三月七日

佐賀県知事

古

Ш

康

この条例は、

号

附 則 外

参考資料

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(景観行政団体である市町が処理する事務	(事務処理の特例) 正	前
の範囲)		
第二十二条 佐賀市の区域における法第三条	第二十二条 佐賀市の	佐賀市の区域におけるこの条例
から第五条まで、第七条及び第八条の規定	の次の表の上欄に掲げる規定の適用につい	げる規定の
に基づく条例の制定及び改廃の事務は、佐	ては、これらの規定中同表の中欄に掲げる	中同表の中
賀市が処理することとする。	字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句	表の下欄に
	に読み替えるものとする。	する。
	第五条第一項(各号) 第五条第一項及び第二項、 第八条の三、第十四条第三項、第十三条、第十三条、第十三系、第十二系列。 201、第十二条の三、第十二条の二、第十二条の二、第十二条の二、第十二条列。	知事
	第十五条の二第二項	する 報に掲載 報

規則で定める日から施行する。 ●佐賀県条例第二十一号 国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金条例 (昭和四十五年佐賀県条例第二十三号) 0

部

を次のように改正する。 別表の国営直轄干拓事業有明地区

(廻里江工区)

の項を削る。

この条例は、 附 則 公布の日から施行する。

参考資料

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	別表			略		6811
改	第三条、		非業名	*11		備考略
īE	第四条関係		微収率			
11.	関係)	支払期間	期据問置			
後		期間	期微間収			
		9	利率			
	別表				- total mat	, m. 1
改	(第三条、		事業名	略	事業有明地区 国営直轄干拓	備考略
īE	第四条関係		微收率		十一百分の六	
11	(係)	支払	期据間置		三年	
		支払期間	期徴間収		= =	
前					年六分五	

平成19年3月7日(水) 号 うに改正する。 3 3 関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により指定さ 第二条の三に次の一項を加える。 )佐賀県条例第二十二号 別表第一号を次のように改める 第三十一条の二中「申請」の下に「又は通知」を加える。 れた土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)については、 建築基準法施行条例 第三条第三項を次のように改める。 適用しない。 建築基準法施行条例の 前二項の規定は、 物の安全上支障がない場合 前二項の規定は、次に掲げる場合には、 平成十九年三月七日 第十八条第二項 うとする者又は法 物の確認を受けよ の規定による建築 する場合を含む。 特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合 法第八十七条第 項において準用 法第六条第一項 建築物の用途、 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 規模及び構造又は擁壁若しくはがけ等の状況により建築 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 認申請又は計画通 建築物に関する確 (昭和四十六年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のよ 部を改正する条例をここに公布する。 佐賀県知事 次に定める額 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ 計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 建築物 次に掲げる建築物の床面積の合 規定する構造計算適合性判定を要しない 法第六条第五項又は第十八条第四項に 内のもの 五千円 適用しない。 床面積の合計が三十平方メートル以 古 ||康 知に関する審査を の規定による建築 する場合を含む。 物に係る計画の通 受けようとする者 (法第八十七条第 項において準用 実施する区分に応じ、それぞれ次に定め 築物 次に掲げる構造計算適合性判定を 規定する構造計算適合性判定を要する建 二十四万円 え、二百平方メートル以内のもの それぞれ次に定める額を加算した額 超え、五万平方メートル以内のもの 超え、一万平方メートル以内のもの 建築物の床面積の合計の区分に応じ 次に掲げる構造計算適合性判定を行う 法第六条第五項又は第十八条第四項に 超えるもの え、二千平方メートル以内のもの 四 超え、千平方メートル以内のもの 三 一万九千円 超え、五百平方メートル以内のもの 知事による実施 イに定める額に、 床面積の合計が五万平方メートルを 床面積の合計が一万平方メートルを 床面積の合計が二千平方メートルを 床面積の合計が百平方メートルを超 床面積の合計が五百平方メートルを 床面積の合計が二百平方メートルを 床面積の合計が千平方メートルを超 床面積の合計が三十平方メートルを 円(法第二十条第二号イ又は第三号 内のもの イに規定する国土交通大臣の認定を 床面積の合計が千平方メートル以 百平方メートル以内のもの 四十六万円 一棟につき二十二万七千 九

		平	成19	年3	3月	7	∃ (	水)			佐 賀	! 県	公	<b>、</b> 幸	Ž					号		外						4	6	_
(イ) 床面積の合計が千平方メートルを円) 円) にあつては、一棟につき十六万五千	(認定プログラ	内のもの 一棟につき二十一万七千 (5) 房面和の名言がヨヨブノート川以	れ次に定める額を加算した額	の床面積の合計の区分に応じ、それぞ	算適合性判定を行う	による実施 イに定める額に、次に掲	指	② 法第十八条の二第一項の規定により	千円)	こあってよ、一東こっき三十八万九円(認定プログラムによる構造計算)	を超えるもの 一棟につき七十三万	ては、一棟につき二十五万五千円)	フログラムによる構造計算に	の 一棟につき四十二万四千円(認	8	エ 床面積の合計が一万平方メートル	ては、一棟につき二十一万六千円)	フログラムによる構造計算に	の一棟につき三十四万七千円(認	2	1	は、一棟こつき十九万九千円)	プログラムによる構造計算にあって	一棟につき二十七万九千円(認定	超え、二千平方メートル以内のもの	イ 床面積の合計が千平方メートルを	一棟につき十七万三千円)	いう。)による構造計算にあつては、	次号において「認定プログラム」と	受いオラロクラム(以下この長及て
		大変等三事で除く	(佐賀県に置かれ	受けようとする者	計算適合性判定を	よる建築物の構造	条第四項の規定に	第三項又は第十八		一の二 法第六条第	別表第一号の次に																			
								手数料	造計算適合性判定	建築物に関する構	号の次に次の一号を加える。																			
え、一万平方メートル以内のもの 一棟ハ 床面積の合計が二千平方メートルを超万九千円)	る構造計算にあつては、一棟につき十九	き二十七万九千円(認定プログラムによ	二千平方メートレ以内のもの 一東こつ口 床面積の合計が千平方メートルを超え、	一棟につき十七万三千円)	プログラムによる構造計算にあつては、	もの 一棟につき二十二万七千円 (認定	イ 床面積の合計が千平方メートル以内の	次に定める額	物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ	次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築	0	万千円)	計算にあつては、一棟につき三十七		を超えるもの 一棟につき六十九万	オ 床面積の合計が五万平方メートル	は、一棟につき二十四万三千円)	プログラムによる構造計算にあつて	の一棟につき四十万四千円(認定	を超え、五万平方メートル以内のも	エ 床面積の合計が一万平方メートル	一棟につき二十万六千円)	ログラムによる構造計算にあつては、	の 一棟につき三十三万円(認定プ	を超え、一万平方メートル以内のも	ウ 床面積の合計が二千平方メートル	は、一棟につき十九万円)	プログラムによる構造計算にあつて	一棟につき二十六万六千円(認定	表ン ニーコンジー リリロのきの

プログラムによる構造計算にあつては、 えるもの による構造計算にあつては、 につき四十二万四千円(認定プログラム による構造計算にあつては、 二十一万六千円) につき三十四万七千円 床面積の合計が一万平方メートルを超 棟につき三十八万九千円) 床面積の合計が五万平方メートルを超 五万平方メートル以内のもの 一棟につき七十三万円 ては、一棟につき 一棟につき (認定 棟

の欄中 限る。)」を加え、 査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に うとする者 条第十四項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けよ に係る建築物に限る。)」 とする者 第十四項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けよう 掲げる検査を除く。)」を削り、「受けようとする者」の下に「又は法第十八条 物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者」を加え、同号の手数料 第二項において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備若しくは工作 とする者」 ようとする者」 完了通知」 「又は」 別表第一 を「若しくは」に改め、 「確認申請」 の下に 一号の納付義務者の欄中 (次号に掲げる者を除く。)」を、 の下に「又は法第八十七条の二若しくは第八十八条第一項若しくは を加え、 (法第七条の三第一項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検 の下に 「又は工事完了通知」 同号の手数料の欄中「に係る」を「を含む」に改め、 同表第四号中「(法第七条の三第一項に規定する特定工程 の下に「又は計画通知」 「又は法第八十七条の二若しくは第八十八条第 を削り、 「(次号に掲げる検査を除く。)」を削り、 「受けようとする者」 「又は」 を加え、 を 「完了検査申請」 を加え、 「若しくは」に改め、 同表第五号の納付義務者の欄中 同表第三号中 の下に の下に「又は工事 「又は法第十八 「受けよう 「(次号に 「完了検 項若し 「受け

> 二項 げる者を除く。)」 くは第一 查申請」 けようとする者」の下に「又は法第十八条第十七項の規定による建築物の特定 に改め、 検査申請」 限る。)」を加え、 査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に 十七条の二において準用する法第十八条第十四項の規定による建築設備に係る は工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者 工程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者」 て準用する法第七条の三第一項に規定する特定工程を含む建築設備の完了の検 工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者 に係る建築設備に限る。)」を削り、 「(法第八十七条の二において準用する法第七条の三第一項に規定する特定工程 工事完了通知」 を 「(以下この号及び次号において「中間検査」という。)」を削り、 の下に「又は特定工程に係る工事完了通知」を加え、 項において準用する法第十八条第十四 「第七条の三第一 の下に「又は工事完了通知」を加え、 を加え、 同号の手数料の欄中 を加え、同号の手数料の欄中 同号の額の欄中「完了検査の」 項に、 「建築物に関する特定」を 「受けようとする者」の下に「又は法第八 「に係る」を「を含む」 項の規定による建築設備若しく 「完了検査申請」 同表第七号中 (法第八十七条の二にお を削り、 「建築物の特 に改め、 「第七条の三第 の下に 同表第六号中 を、 (次号に掲 一中間検 「又は

の 九千円 合計が三十平方メートル以内のも を合計が三十平方メートル以内のも を

次に掲げる中間検査(法第七条の三 第四項又は第十八条第十八項の規定 による建築主事による検査をいう。) を行う部分の床面積の合計の区分に 応じ、それぞれ次に定める額 イ 中間検査を行う部分の床面積の 合計が三十平方メートル以内のも の 九千円

間検査」を うとする者」 に改め、同表第八号中 「第七条の三第二項」 「若しくは工作物の特定工程に係る工事の検査」に改め、 の下に 「又は法第八十七条の二若しくは第八十八条第 「第八十七条の二又は」 を 「第七条の三第 項 を に、 「第八十七条の二若しくは」 「又は工作物に関する中 項にお 一受けよ

に改め、 号のイ中「床面積」を「床面積。ただし、構造計算適合性判定を要する建築物 号を第三号とし、 当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積」 の一。ただし、 計算を要する部分の床面積」に改め、 算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造 は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同表の備考第 第一項若しくは第二項」を「第八十七条の二又は第八十八条第二項」に改め、 程に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者」 て準用する法第十八条第十七項の規定による建築設備若しくは工作物の特定工 中間検査の」を削り、 を含む。)」の下に「又は法第十八条第二十二項第一号(法第八十七条の二又 請 加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積 の下に「又は特定工程に係る工事完了通知」を加え、同号の額の欄中 同号のロ中「床面積)」を「床面積を加算した面積)。 構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については 第一号の次に次の一号を加える。 同表第九号中「第八十七条の二第一項又は第八十八条 同号のハ及び二中「二分の一」を「三分 に改め、 同表の備考中第一 を、 ただし、 「中間検査

3 2

該建築物の部分をもつて一棟とする。よりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分の場合にあつては、当二(第一号及び第一号の二の額の欄の一棟は、令第八十一条第二項の規定に

3 2

附則

(施行期日)

1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改工の規定は、平成十八年法律第九十二号)の施行の日から施行する。ただし、正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日から施行する。ただし、

(罰則に関する経過措置)

前の例による。
2 平成十九年四月一日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従

参考資料

建築基準法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
(災害危険区域内における建築物の建築の	(災害危険区域内における建築物の建築の
制限)	制限)
二条の三 略	第二条の三 略
略	2 略
前二項の規定は、土砂災害警戒区域等に	
おける土砂災害防止対策の推進に関する法	
律(平成十二年法律第五十七号)第八条第	
一項の規定により指定された土砂災害特別	
警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)	
については、適用しない。	
(がけに近接する建築物)	(がけに近接する建築物)
三条 略	第三条 略
略	2 略
前二項の規定は、次に掲げる場合には、	3 前二項の規定は、建築物の用途、規模及
適用しない。	び構造又は擁壁若しくはがけ等の状況によ
一建築物の用途、規模及び構造又は擁壁	り建築物の安全上支障がない場合において
若しくはがけ等の状況により建築物の安	は、適用しない。

(手数料の徴収)

建築物を建築する場合

者は、当該各号の下欄に掲げる手数料について、当該各号の下欄に掲げる手数料について、当該各号の下欄に掲げる額を、当該確認等の申請又は通知の際県に納付しなければならない。

別表(第三十一条の二関係)

(手数料の徴収)

者は、当該各号の中欄に掲げる無と、当該各号の中欄に掲げる無を、当該いて、当該各号の下欄に掲げる額を、当該確認等の申請の際県に納付しなければならない。

別表(第三十一条の二関係